店頭デリバティブ取引説明書 (DMM CFD-Index)

お客様が当社と店頭デリバティブ取引(以下、DMM CFD-Index 取引といいます。)を行われるに当たっては、本説明書を十分にお読み頂き、その内容をご理解頂いたうえで、取引口座開設をお申込み頂きますようお願い申し上げます。

DMM CFD-Index 取引は、<u>為替相場の変動、又は</u>取引対象である銘柄の価格の変動等により損失が生じることがあり、元本が保証された取引ではありません。また、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。従いまして、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、本説明書のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分にご確認頂き、自己の資力、取引経験及び投資目的に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任においてお取引をして頂きますようお願い申し上げます。

DMM CFD-Index 取引のリスク等重要事項について

1. DMM CFD-Index 取引は、<u>為替相場の変動、又は</u>取引対象である銘 柄の価格の変動<u>等</u>により損失が生ずることがあります。取引金額がそ の取引についてお客様が預託すべき証拠金の額に比して大きいため、 店頭デリバティブ取引説明書 (DMM CFD-Index)

お客様が当社と店頭デリバティブ取引(以下、DMM CFD-Index 取引といいます。)を行われるに当たっては、本説明書を十分にお読み頂き、その内容をご理解頂いたうえで、取引口座開設をお申込み頂きますようお願い申し上げます。

DMM CFD-Index 取引は、取引対象である銘柄の価格の変動等により 損失が生じることがあり、元本が保証された取引ではありません。また、 多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取 引です。従いまして、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、本 説明書のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分にご確認頂き、 自己の資力、取引経験及び投資目的に照らして適切であると判断する場 合にのみ、自己の責任においてお取引をして頂きますようお願い申し上 げます。

DMM CFD-Index 取引のリスク等重要事項について

1. DMM CFD-Index 取引は、取引対象である銘柄の価格の変動により 損失が生ずることがあります。取引金額がその取引についてお客様が 預託すべき証拠金の額に比して大きいため、預託証拠金金額に対して 預託証拠金金額に対して大きな利益が期待できる反面、大きな損失を被る場合があります。また、その損失の額は、預託証拠金の額に限定されず、預託証拠金の額を上回ることがあります。

(2.~5. 省略)

6. お客様が行う DMM CFD-Index 取引は、当社とお客様との相対取引となります。当社は、お客様との取引から生じるリスクの減少を目的として、当社の判断によりカバー取引を次の業者と行っています。

(削除)

(削除)

(7. 省略)

- 8. お客様は、当社及びカバー取引先、又は当社預け入れの金融機関の 業務・財産の状況が悪化した場合、証拠金その他のお客様の資産の返 還が困難あるいは遅延することで、損失が生ずるおそれがあります。
- 9. (省略)

【本社】

〒103-6026 東京都中央区日本橋 2-7-1 東京日本橋タワー26 階

大きな利益が期待できる反面、大きな損失を被る場合があります。また、その損失の額は、預託証拠金の額に限定されず、預託証拠金の額を 上回ることがあります。

(2.~5. 省略)

6. お客様が行う DMM CFD-Index 取引は、当社とお客様との相対取引となります。当社は、お客様との取引から生じるリスクの減少を目的として、当社の判断によりカバー取引を次の業者と行っています。

トレイダーズ証券株式会社 金融商品取引業:日本国金融庁

(7. 省略)

<u>(新設)</u>

8. (省略)

【本社】

〒103-6026 東京都中央区日本橋 2-7-1 東京日本橋タワー26 階

フリーコール 0120-961-522

DMM CFD-Index 取引のリスクについて

- (○価格変動リスク~○信用リスク 省略)
- ○当社 DMM CFD-Index 取引システムの利用に係るリスクについて
- (1) 当社の提示レート生成方法について

当社の DMM CFD-Index 取引サービスはお客様と当社の相対取引であり、取引所取引ではありません。当社では、複数のカバー先からの配信レートをもとに当社で生成した独自のレートをお客様に提示しています。そのため、当社が提示するレートは、カバー先や同業他社が提示しているレートと必ずしも一致するものではなく、市場レートや他社の提示するレート等と大きく乖離することがあります。また、場合によっては、お客様にとって不利なレートで約定することがあること、当社レート履歴に記載のない不利なレートで約定することがあります。これらの約定は、ロスカット時や逆指値注文時に生じますが、これに限られるものではありません。

なお、カバー先から異常レートの配信があった場合や、カバー先からのレート配信がない場合、システム障害等が発生した場合、相場急変動時等においてレートの提示が困難と当社が判断した場合等には、当社はレート配信を一時停止し、受注を行わない場合があり

フリー**ダイヤル** 0120-961-522

DMM CFD-Index 取引のリスクについて

- (○価格変動リスク~○信用リスク 省略)
- ○当社 DMM CFD-Index 取引システムの利用に係るリスクについて
- (1) 当社の提示レート生成方法について

当社の DMM CFD-Index 取引サービスはお客様と当社の相対取引であり、取引所取引ではありません。当社では、複数のカバー先からの配信レートをもとに当社で生成した独自のレートをお客様に提示しています。そのため、当社が提示するレートは、カバー先や同業他社が提示しているレートと必ずしも一致するものではなく、市場レートや他社の提示するレート等と大きく乖離することがあります。また、場合によっては、お客様にとって不利なレートで約定することがあること、当社レート履歴に記載のない不利なレートで約定することがあります。これらの約定は、ロスカット時や逆指値注文時に生じますが、これに限られるものではありません。

なお、カバー先から異常レートの配信があった場合や、カバー先からのレート配信がない場合、システム障害等が発生した場合、**経 済指標の発表時や**相場急変動時等においてレートの提示が困難と当

ます。また、経済指標の発表時など相場が急変するおそれがある場 合には、カバー先からのレート配信の有無にかかわらず、当社の判 断により、その前後においてレート配信を停止し、受注を行わない 場合があります。

社が判断した場合等には、当社はレート配信を一時停止し、受注を 行わない場合があります。

DMM CFD-Index 取引の仕組みについて

(1.~3. 省略)

- 4. 取引レート
- (1) 省略)
- ときなどには、レートの配信を停止します。また、経済指標の発表時な | ど相場が急変するおそれがある場合には、カバー先からのレート配信 の有無にかかわらず、当社の判断により、その前後においてレート配 信を停止し、受注を行わない場合があります。

(以下、省略)

DMM CFD-Index 取引の仕組みについて

(1.~3. 省略)

- 4. 取引レート
- (1) 省略)
- 2) 相場急変時や、カバー先の状況に変更が生じたことから、カバー先か | 2) 相場急変時や、カバー先の状況に変更が生じたことから、カバー先か ら有効なレートを安定的に受信できなくなった場合や、カバー先からしら有効なレートを安定的に受信できなくなった場合や、カバー先から受 受けたレートが市場実勢を反映したレートではないと当社が判断した┃けたレートが市場実勢を反映したレートではないと当社が判断したとき などには、レートの配信を停止します。

(以下、省略)

(5. ~7. 省略)

- 8. 追加証拠金制度
- (1) 省略)
- 2) 追加証拠金を解消するには、お客様は第1項所定の期日までに、以下のいずれかの方法を採ることが必要となります。
- (1)「追加証拠金額※」以上のご入金

(<u>DMM FX、DMM CFD-Commodity、DMM 株及び DMM バヌーシー</u> の取引口座からの振替入金も含みます。)

(以下、省略)

(9. ~10. 省略)

11. 取引時間

取引時間及びメンテナンス時間につきましては、当社ホームページを (https://fx.dmm.com/) をご覧ください。

(12.~13.省略)

14. 約定の訂正等

(5. ~7. 省略)

- 8. 追加証拠金制度
- (1) 省略)
- 2) 追加証拠金を解消するには、お客様は第1項所定の期日までに、以下のいずれかの方法を採ることが必要となります。
- (1)「追加証拠金額※」以上のご入金

(**FX 口座からの振替入金 DMM CFD-Commodity** からの振替入金も含みます。)

(以下、省略)

(9.~10.省略)

11. 取引時間

取引時間及びメンテナンス時間<u>(取引/約定不可)</u>につきましては、当社ホームページを(https://fx.dmm.com/)をご覧ください。

(12.~13.省略)

14. 約定の訂正等

お客様の注文の約定は、「4. 取引レート」に記載している方法により 生成した価格により行いますが、当社のシステム障害やカバー取引先の レート誤配信などにより本来あるべき価格で約定しなかったこと等によ り、お客様に本来発生していなかったはずの利益又は損失が発生する可 能性があります。

(15. 省略)

- 16. 証拠金の入金・出金
- (1) 証拠金等の入金

DMM CFD-Index 取引の入金は円貨のみの取扱いとなります。お客様による証拠金等の入金は、当社指定銀行口座への振込に限られます。当社指銀行口座に振り込まれた証拠金等については、かかる入金を当社が確認した時点でお客様の取引口座に反映されるため、振り込みから取引口座への反映までの間に一定の時差が生じる可能性がありますのでご注意ください。なお、当社指定口座銀行口座への振込の際の振込手数料はお客様負担といたします。

また、入金は DMM FX、DMM CFD-Commodity、DMM 株及び DMM バヌーシーの取引口座 をお持ちで出金可能額がある場合は、振替入金を行うことができます。

(17.~23.省略)

お客様の注文の約定は、<u>14ページ</u>「4. 取引レート」に記載している 方法により生成した価格により行いますが、当社のシステム障害やカバー取引先のレート誤配信などにより本来あるべき価格で約定しなかった こと等により、お客様に本来発生していなかったはずの利益又は損失が 発生する可能性があります。

(15. 省略)

- 16. 証拠金の入金・出金
- (1) 証拠金等の入金

DMM CFD-Index 取引の入金は円貨のみの取扱いとなります。お客様による証拠金等の入金は、当社指定銀行口座への振込に限られます。当社指銀行口座に振り込まれた証拠金等については、かかる入金を当社が確認した時点でお客様の取引口座に反映されるため、振り込みから取引口座への反映までの間に一定の時差が生じる可能性がありますのでご注意ください。なお、当社指定口座銀行口座への振込の際の振込手数料はお客様負担といたします。

また、入金は DMM FX <u>の取引口座及び</u> DMM CFD-Commodity <u>口座</u>をお持ちで出金可能額がある場合は、振替入金を行うことができます。

(17.~23.省略)

24. 課税上の取扱い

個人が行った店頭におけるDMM CFD-Index取引で発生した益金(売 買による差益及び金利収益)は、2012年1月1日の取引以降に行う取引は 「先物取引に係る雑所得等」として申告分離課税の対象となり、確定申 告する必要があります。税率は、所得税が15%、復興特別所得税が所得税 額×2.1%^{*}、地方税が5%となります。その損益は、差金等決済をした他の 先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要 件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。

(25 年間) の各年分の所得税の額に 2.1%を乗じた金額(利益に対して は、0.315%)が、追加的に課税されるものです。

(以下、省略)

(DMM CFD-Index 取引の手続きについて 省略)

DMM CFD-Index 取引行為に関する禁止行為

(a.~t. 省略)

24. 課税上の取扱い

個人が行った店頭におけるDMM CFD-Index取引で発生した益金(売 買による差益及び金利収益)は、2012年1月1日の取引以降に行う取引は 「先物取引に係る雑所得等」として申告分離課税の対象となり、確定申 告する必要があります。税率は、所得税が15%、復興特別所得税が所得税 額×2.1%^{*}、地方税が5%となります。その損益は、差金等決済をした他の 先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要 件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。

※ 復興特別所得税は、**2013 年 1 月 1** 日から **2037 年 12 月 31** 日まで | ※ 復興特別所得税は、**平成 25 年**から**平成 49 年**まで(25 年間)の各年 分の所得税の額に 2.1%を乗じた金額(利益に対しては、0.315%) が、 追加的に課税されるものです。

(以下、省略)

(DMM CFD-Index 取引の手続きについて 省略)

DMM CFD-Index 取引行為に関する禁止行為

(a.~t. 省略)

- u 個人顧客を相手方として DMM CFD-Index 取引を行う場合において、当該金融商品取引業者が当該個人顧客から預託を受けた取引証拠金等の額に当該 DMM CFD-Index 取引を決済した場合に顧客に生ずることとなる利益の額を加え、又は当該 DMM CFD-Index 取引を決済した場合に顧客に生ずることとなる損失の額を減じて得た額が約定時必要預託額に不足するにもかかわらず、直ちに当該個人顧客にその不足額を当該金融商品取引業者に預託させることなく、当該 DMM CFD-Index 取引を行うこと。
- v 個人顧客を相手方として DMM CFD-Index 取引を行う場合において、その営業日ごとの一定の時刻における当該 DMM CFD-Index 取引に係る取引証拠金等の実預託額が維持必要預託額に不足するにもかかわらず、速やかに当該個人顧客にその不足額を当該金融商品取引業者に預託させることなく、当該 DMM CFD-Index 取引を行うこと。

<u>w.~y.</u> (省略)

(DMM CFD-Index 取引及びその受託に関する主要な用語の定義 省略)

金融商品取引業者の概要及び苦情受付・苦情処理・紛争解決について【金融商品取引業者の概要】

(新設)

(新設)

u.~w. (省略)

(DMM CFD-Index 取引及びその受託に関する主要な用語の定義 省略)

金融商品取引業者の概要及び苦情受付・苦情処理・紛争解決について 【金融商品取引業者の概要】 主な事業:金融商品取引業

商品先物取引業

商品投資関連業 (競走用馬)

主な事業:金融商品取引業務

商品先物取引業務

商品投資関連業務 (競走用馬)

連絡先:カスタマーサポート

フリーコール: 0120-961-522

連絡先:カスタマーサポート

フリー**ダイヤル**: 0120-961-522

(以下、省略)

(以下、省略)

令和元年8月31日 改訂

(反社会的勢力に対する基本方針 省略)

(反社会的勢力に対する基本方針 省略)

店頭商品デリバティブ取引説明書 (DMM CFD-Commodity)

お客様が当社と店頭商品デリバティブ取引(以下、DMM CFD-Commodity 取引といいます。)を行われるに当たっては、本説明書を十分にお読み頂き、その内容をご理解頂いたうえで、取引口座開設をお申込み頂きますようお願い申し上げます。

DMM CFD-Commodity 取引は、<u>為替相場の変動、又は</u>取引対象である銘柄の価格の変動等により損失が生じることがあり、元本が保証された取引ではありません。また、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。従いまして、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、本説明書のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分にご確認頂き、自己の資力、取引経験及び投資目的に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任においてお取引をして頂きすようお願い申し上げます。

店頭商品デリバティブ取引のリスク等重要事項について

1. DMM CFD-Commodity 取引は、<u>為替相場の変動、又は</u>取引対象である銘柄の価格の変動<u>等</u>により損失が生ずることがあります。取引金額がその取引についてお客様が預託すべき証拠金の額に比して大きいため、預託証拠金金額に対して大きな利益が期待できる反面、大きな

店頭デリバティブ取引説明書 (DMM CFD-Commodity)

お客様が当社と店頭商品デリバティブ取引(以下、DMM CFD-Commodity 取引といいます。)を行われるに当たっては、本説明書を十分にお読み頂き、その内容をご理解頂いたうえで、取引口座開設をお申込み頂きますようお願い申し上げます。

DMM CFD-Commodity 取引は、取引対象である銘柄の価格の変動等により損失が生じることがあり、元本が保証された取引ではありません。また、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。従いまして、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、本説明書のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分にご確認頂き、自己の資力、取引経験及び投資目的に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任においてお取引をして頂きすようお願い申し上げます。

店頭商品デリバティブ取引のリスク等重要事項について

1. DMM CFD-Commodity 取引は、取引対象である銘柄の価格の変動により損失が生ずることがあります。取引金額がその取引についてお客様が預託すべき証拠金の額に比して大きいため、預託証拠金金額に対して大きな利益が期待できる反面、大きな損失を被る場合がありま

損失を被る場合があります。また、その損失の額は、預託証拠金の額に 限定されず、証拠金の額を上回ることがあります。

 $(2. \sim 5. 省略)$

6. お客様が行う DMM CFD-Commodity 取引は、当社とお客様との相対取引となります。当社は、お客様との取引から生じるリスクの減少を目的として、当社の判断によりカバー取引を次の業者と行っています。

(削除)

(削除)

(7. 省略)

- 8. お客様は、当社及びカバー取引先、又は当社預け入れの金融機関の 業務・財産の状況が悪化した場合、証拠金その他のお客様の資産の返 還が困難あるいは遅延することで、損失が生ずるおそれがあります。
- 9. (省略)

10. (省略)

【本社】

〒103-6026 東京都中央区日本橋 2-7-1 東京日本橋タワー26 階

す。また、その損失の額は、預託証拠金の額に限定されず、証拠金の額 を上回ることがあります。

(2.~5. 省略)

6. お客様が行う DMM CFD-Commodity 取引は、当社とお客様との相対取引となります。当社は、お客様との取引から生じるリスクの減少を目的として、当社の判断によりカバー取引を次の業者と行っています。

トレイダーズ証券株式会社 金融商品取引業:日本国金融庁

(7. 省略)

(新設)

8. (省略)

9. (省略)

【本社】

〒103-6026 東京都中央区日本橋 2-7-1 東京日本橋タワー26 階

フリーコール 0120-961-522

DMM CFD-Commodity 取引のリスクについて

(○価格変動リスク~○信用リスク 省略)

○当社 DMM CFD- Commodity 取引システムの利用に係るリスクについて

(1) 当社の提示レート生成方法について

当社の DMM CFD- Commodity 取引サービスはお客様と当社の相対取引であり、取引所取引ではありません。当社では、複数のカバー先からの配信レートをもとに当社で生成した独自のレートをお客様に提示しています。そのため、当社が提示するレートは、カバー先や同業他社が提示しているレートと必ずしも一致するものではなく、市場レートや他社の提示するレート等と大きく乖離することがあります。また、場合によっては、お客様にとって不利なレートで約定することがあること、当社レート履歴に記載のない不利なレートで約定することがあります。これらの約定は、ロスカット時や逆指値注文時に生じますが、これに限られるものではありません。

なお、カバー先から異常レートの配信があった場合や、カバー先からのレート配信がない場合、システム障害等が発生した場合、相場急変動時等においてレートの提示が困難と当社が判断した場合等

フリー**ダイヤル** 0120-961-522

DMM CFD-Commodity 取引のリスクについて

(○価格変動リスク~○信用リスク 省略)

○当社 DMM CFD- Commodity 取引システムの利用に係るリスクについて

(1) 当社の提示レート生成方法について

当社の DMM CFD- Commodity 取引サービスはお客様と当社の相対取引であり、取引所取引ではありません。当社では、複数のカバー先からの配信レートをもとに当社で生成した独自のレートをお客様に提示しています。そのため、当社が提示するレートは、カバー先や同業他社が提示しているレートと必ずしも一致するものではなく、市場レートや他社の提示するレート等と大きく乖離することがあります。また、場合によっては、お客様にとって不利なレートで約定することがあること、当社レート履歴に記載のない不利なレートで約定することがあります。これらの約定は、ロスカット時や逆指値注文時に生じますが、これに限られるものではありません。

なお、カバー先から異常レートの配信があった場合や、カバー先からのレート配信がない場合、システム障害等が発生した場合、**経 済指標の発表時や**相場急変動時等においてレートの提示が困難と当

には、当社はレート配信を一時停止し、受注を行わない場合があり ます。また、経済指標の発表時など相場が急変するおそれがある場 合には、カバー先からのレート配信の有無にかかわらず、当社の判 断により、その前後においてレート配信を停止し、受注を行わない 場合があります。

社が判断した場合等には、当社はレート配信を一時停止し、受注を 行わない場合があります。

(以下、省略)

DMM CFD-Commodity 取引の仕組みについて

(1. ~3. 省略)

- 4. 取引レート
- (1) 省略)
- 2) 相場急変時や、カバー先の状況に変更が生じたことから、カバー先か | 2) 相場急変時や、カバー先の状況に変更が生じたことから、カバー先か ら有効なレートを安定的に受信できなくなった場合や、カバー先から 受けたレートが市場実勢を反映したレートではないと当社が判断した ときなどには、レートの配信を停止します。また、経済指標の発表時な ど相場が急変するおそれがある場合には、カバー先からのレート配信 の有無にかかわらず、当社の判断により、その前後においてレート配 信を停止し、受注を行わない場合があります。

(以下、省略)

DMM CFD-Commodity 取引の仕組みについて

(1.~3. 省略)

- 4. 取引レート
- (1) 省略)
- ら有効なレートを安定的に受信できなくなった場合や、カバー先から 受けたレートが市場実勢を反映したレートではないと当社が判断した ときなどには、レートの配信を停止します。

(5.~7.省略)

- 8. 追加証拠金制度
- (1) 省略)
- 2) 追加証拠金を解消するには、お客様は第1項所定の期日までに、以下 のいずれかの方法を採ることが必要となります。
 - (1) 「追加証拠金額※」以上のご入金 (<u>DMM FX</u>、DMM CFD-Index、 <u>DMM 株、DMM バヌーシーの取引口座</u>からの振替入金も含みま す)

(以下、省略)

- (9.~10.省略)
- 1 1. 取引時間

取引時間及びメンテナンス時間につきましては、当社ホームページを (https://fx.dmm.com/) をご覧ください。

(12.~15.省略)

- 16. 証拠金等の入金・出金
- (1) 証拠金等の入金

(5. ~7. 省略)

- 8. 追加証拠金制度
- (1) 省略)
- 2) 追加証拠金を解消するには、お客様は第1項所定の期日までに、以下のいずれかの方法を採ることが必要となります。
 - (1) 「追加証拠金額※」以上のご入金(FX <u>口座からの振替入金、</u>DMM CFD-Index からの振替入金も含みます)

(以下、省略)

- (9.~10.省略)
- 11. 取引時間

取引時間及びメンテナンス時間<u>(取引/約定不可)</u>につきましては、当 社ホームページを (https://fx.dmm.com/) をご覧ください。

(12.~15.省略)

- 16. 証拠金等の入金・出金
- (1) 証拠金等の入金

DMM CFD-Commodity 取引のお取引に関して必要な証拠金は、DMM CFD-Index、DMM FX、DMM 株及び DMM バヌーシーのいずれかの取 引口座に送金した後、お客様の DMM CFD-Commodity 取引口座への振替処理が必要となります。

2) 証拠金等の出金

DMM CFD-Commodity 取引口座の出金可能額を出金する場合は、お客様が DMM CFD-Index、DMM FX、DMM 株及び DMM バヌーシーのいずれかの取引口座に出金可能額の振替処理を行った後、当該振替後の取引口座よりご出金いただけます。

(17.~23.省略)

24. 課税上の取扱い

個人が行った店頭におけるDMM CFD-Commodity取引で発生した益金(売買による差益及び金利収益)は、2012年1月1日の取引以降に行う取引は「先物取引に係る雑所得等」として申告分離課税の対象となり、確定申告する必要があります。税率は、所得税が15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%*、地方税が5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。

※ 復興特別所得税は、2013年1月1日から2037年12月31日まで (25年間)の各年分の所得税の額に2.1%を乗じた金額(利益に対しては、0.315%)が、追加的に課税されるものです。 DMM CFD-Commodity 取引のお取引に関して必要な証拠金は、DMM CFD-Index 取引または DMM FX の口座に送金した後、お客様の DMM CFD-Commodity 取引口座への振替処理が必要となります。

2) 証拠金等の出金

DMM CFD-Commodity 取引口座の出金可能額を出金する場合は、お客様が DMM CFD-Index または DMM FX 取引口座に出金可能額の振替処理を行った後、**DMM CFD-Index** 取引口座よりご出金いただけます。

(17.~23.省略)

24. 課税上の取扱い

個人が行った店頭におけるDMM CFD-Commodity取引で発生した益金(売買による差益及び金利収益)は、2012年1月1日の取引以降に行う取引は「先物取引に係る雑所得等」として申告分離課税の対象となり、確定申告する必要があります。税率は、所得税が15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%**、地方税が5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。

※ 復興特別所得税は、<u>平成 25 年</u>から<u>平成 49 年</u>まで(25 年間)の各年 分の所得税の額に 2.1%を乗じた金額(利益に対しては、0.315%)が、 追加的に課税されるものです。 (以下、省略)

(DMM CFD-Commodity 取引の手続きについて 省略)

(DMM CFD-Commodity 取引行為に関する禁止行為 省略)

(DMM CFD-Commodity 取引及びその受託に関する主要な用語の定義 省略)

商品先物取引業者の概要及び苦情受付・苦情処理・紛争解決について

【商品先物取引業者の概要】

主な事業:金融商品取引業

商品先物取引業

商品投資関連業 (競走用馬)

連絡先:カスタマーサポート

フリーコール: 0120-961-522

(以下、省略)

令和元年8月31日 改訂

反社会的勢力に対する基本方針 (省略)

(以下、省略)

(DMM CFD-Commodity 取引の手続きについて 省略)

(DMM CFD-Commodity 取引行為に関する禁止行為 省略)

(DMM CFD-Commodity 取引及びその受託に関する主要な用語の定義 省略)

商品先物取引業者の概要及び苦情受付・苦情処理・紛争解決について

【商品先物取引業者の概要】

主な事業:金融商品取引業務

商品先物取引業務

商品投資関連業務 (競走用馬)

連絡先:カスタマーサポート

フリー**ダイヤル**: 0120-961-522

(以下、省略)

反社会的勢力に対する基本方針 (省略)